

## 岡山市屋外広告物条例（平成7年市条例第51号）第29条第1項に規定する岡山カルチャーゾーン屋外広告物モデル地区における広告物及び広告物を掲出する物件に関する基本方針について

### 1. 良好な景観形成に関する方針

岡山後楽園、岡山城周辺は、歴史的建造物や石垣、櫓といった岡山城の遺構が数多く残る地域であり、城下町の時代から岡山の中心地として繁栄してきた歴史の面影を垣間見ることができる。またゆったりと流れる旭川河畔の水・緑の自然景観や、遠方に望む山並みの眺望景観とあいまって、落ち着いた佇まいの街並みが形成されている。現在においては、美術館や博物館、図書館といった文化施設が当地区に多く集積し、岡山カルチャーゾーンとして文化芸術の発信地でもある。そして平成19年3月には、当地域が次世代に継承すべき美しい日本の歴史的風土が良好に残されているということで、「美しい日本の歴史的風土100選」に選ばれるなど、全国的にも高く評価されている。

こうした岡山後楽園、岡山城周辺に残る伝統的な街並みの保全・活用を図るため、「屋外広告物モデル地区」に指定し、都市景観向上に貢献する屋外広告物の掲出を誘導していくことにより、歴史的景観に調和した歴史情緒漂う街並みの形成を図っていく。

なお、「岡山市景観計画」で定める岡山カルチャーゾーンの地区別景観形成方針については、以下のとおりである。

#### [地区別景観形成方針]

|        |   |
|--------|---|
| 歴史地区   | <p>岡山城を中心とする当地区は、伝統的様式を色濃く残した建築物等が軒を連ね、岡山城やその内堀、石垣等の歴史的要素と一体となって、歴史情緒あふれる街並み景観を形成している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地区の大部分は、風致地区に指定されており、豊かな緑、旭川といった自然の美しさに馴染んだ良好な街並み景観を保全する。</li><li>・別名烏城とも呼ばれる岡山城と調和した街並みを形成するために、風致地区と連携して和風の建築様式を基本とした建物を誘導し、木材等の素材感を活かした形態・意匠や、落ち着いた彩度、明度の色彩とすることで、岡山を代表する観光地に相応しい景観を保全、形成する。</li></ul> |
| 旭川河畔地区 | <p>当地区は、岡山後楽園、旭川の東岸に位置し、旭川さくらみちの桜堤や河川敷の緑地帯は、普段からジョギングや散歩コースとして市民に親しまれており、特に桜の季節には、大勢の花見客で賑わいを見せている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地区の大部分は、風致地区に指定されており、岡山後楽園や旭川、桜堤といった自然の美しさに馴染んだ良好な街並み景観を保全する。</li><li>・旭川の堤防上の沿道には、ゆとりある敷地に生垣や緑豊かな植栽を施すとともに、落ち着いた外観の建物を誘導し、風致地区と連携して歴史・自然景観をひきたてる閑静な街並みを保全・形成する。</li></ul>                   |

|                      |  |
|----------------------|--|
| <p><b>都心文化地区</b></p> | <p>美術館や図書館といった多くの文化施設が地区内に集積し、また岡山城の石垣や櫓、禁酒会館といった歴史的建造物も数多く都市空間の中に共存しており、都市と歴史・文化の融合した街並みが創出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史、文化的施設に面する地区として、岡山カルチャーゾーンの魅力をより高めるために、落ち着いた佇まいやデザイン性に優れた店舗・住宅を誘導し、歴史・文化資源とうまく調和した良好な街並み景観を形成する。</li> <li>・岡山カルチャーゾーンを散策する人が歩いて楽しく、またゾーン内の回遊性が高まるように、身近に歴史・文化・芸術と触れ合える街並みを形成する。</li> </ul>  |
| <p><b>出石町地区</b></p>  | <p>出石町は、約300年の歴史を持つ岡山後樂園に隣接し、岡山の市街地の中では戦災を免れた数少ない地区であり、また岡山城の城下町であった当時の町割りを残しており、旭川の清流とともに都心部にありながら歴史・文化の香りあふれる街として親しまれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的建築物等が醸し出す出石町の街並みと調和するように建物の形態意匠に配慮し、特に外壁の色彩は白、黒、茶系統を基調とした低彩度のものとする。また季節折々の草花が楽しめるよう植栽を行うとともに、できるだけ低層階の建物を誘導する。</li> <li>・工作物については、できるだけ道路に面する場所に設置しないものとし、屋外広告物については、大きさ、デザイン、色彩等に配慮し、街並み景観と調和したものとする。</li> </ul> |

## 2. 美観風致を維持するための広告物及び広告物を掲出する物件に関する基本構想

良好な景観形成に関する方針を踏まえ、屋外広告物の誘導方向として、次の基本的な構想を定める。

- (1) 建物や周辺環境と調和した意匠、色彩、設置形態等に配慮し、歴史・文化・自然と調和した街並み景観を創出する。
  - ・・・ 集積する文化施設や残存する歴史的建造物が魅力となる街並みに溶け込む、落ち着いたある優れた景観を形成する。
- (2) 都心の賑わいから岡山城、岡山後樂園周辺の文化的・歴史的で風致の優れた空間へと、変化を誘う景観を創出する。
  - ・・・ 単に誘目性を求めた広告物ではなく、広告物が果たす役割や影響を考慮し、落ち着いたあるデザインによって賑わいと文化性、歴史性を両立させた景観を形成する。
- (3) 文化的・歴史的地区の特徴を十分に活かして、形状及び取り付け場所に統一性を持たせることで、街並み固有の景観を創出する。
  - ・・・ 文化的・歴史的地区の街並みのイメージにふさわしい広告物を掲出しつつ、一定の統一性を持たせることで、品位と個性ある街並みを創出する。

### 3. 広告物及び広告物を掲出する物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に係る禁止又は制限に関する基本的事項

#### (1) 形状

ア 文化的・歴史的な街並みの特徴を活かすため、きめ細かく周囲との調和に配慮した形状とする。

#### (2) 面積

ア 視覚的に受け入れられる大きさにとどめ、大規模な広告物の設置は避ける。

イ 雑多とならないよう個数、表示面積ともに抑制し、建物とのデザイン的なバランスのとれたものとする。

#### (3) 色彩

ア 周辺と調和した統一性のある落ち着いたものとする。

イ 建物の基調色とちぐはぐな色彩にならないようにする。

ウ 明度の低い色又は彩度の高い色を避け、極力原色を少なくする等、周辺と調和のとれたものとする。

#### (4) 意匠

ア 建物と一体化したデザイン及び設置形態とする。

イ 周辺との調和を考えたデザインとする。

ウ 地区の魅力を高めるよう、品位あるデザインとする。

#### (5) 表示の方法

ア 壁面後退等の配慮を行う場合は、後退した空間内に広告物を収める。

イ 通りの幅や植栽、周辺建物の用途等を勘案し、取り付け高さ及び設置場所に配慮する。

ウ 広告物は集合化を図り、歩行者にとって視覚的に受け入れられる高さとする。

エ 建物に設置する場合には、できるだけ建物低層部に広告物を集め、建物上層部の見通しを確保する。

オ 過度な動きを伴うものなど、騒々しい景観になりがちなデジタルサイネージ等の設置は制限する。